

大学での勉強ってどんなもの??

～大学での勉強と先生からのアドバイス。

行政法



原田 大樹 先生

行政法は行政活動に関係する法律を学ぶ科目ですが、行政が関わっている分野は社会全般に及ぶので、社会の仕組みを学ぶ科目とも言えます。高校生のみなさんにとっても、行政法は実は身近な存在なのです。普段手に取っている教科書の内容は学習指導要領という行政の定めた基準に沿って決定されます。国公立学校で事故が起こった時は国家賠償法に基づいて国や自治体に賠償を求めることができます。学食で出される食べ物の安全性は食品衛生法によって守られていますし、通学を使う電車・バスは、鉄道事業法や道路運送法の規制を受けています。そう考えると、みなさんの周りには行政法があふれていることがわかりますね。行政法を学ぶことで環境問題、社会保障問題など、ニュースで話題になっている事柄について何が原因なのかを詳細に理解できるようになります。さらに、具体的な問題解決のためにどのような制度を設計すればよいかということについてもある程度の見通しを立てることができるようになります。

行政法には、「行政過程論」と「行政救済論」という二つの講義科目があり、先ほど述べたような内容を扱うのが「行政過程論」です。これに対して「行政救済論」では、行政が関与する紛争が起こった時にどうやって解

決すればよいのかについてのルールを勉強します。これを知っておけば、もし自分の権利・利益が行政に侵害されても、泣き寝入りせずに済むかも知れません。

みなさんがよく耳にする民法や憲法といった科目は「六法科目」とよばれています。行政法は六法科目ではありませんが、法律基礎科目のひとつであり、法律学を学ぶ上で重要な位置を占めています。行政法は、社会問題に対応するために変化し続ける行政法制度を対象とする学問なので、大学で身につけた知識はすぐに古くなってしまいます。だから大学では、基本的な知識を身につけるとともに、そうした変化に対応するために自分なりに知識をアップデートできるような勉強の「仕方」も身につけて下さい。

高校生のみなさんは、今のうちからいろいろな社会問題に関心を持つとよいと思います。具体的な問題を見てそこから何を感じるかという感受性を磨くことも大事です。受験勉強をしていると、新聞を読んだり、ニュースを見たりする機会が少なくなりがちですが、勉強の合間に、社会で起きている身近な問題に対して敏感に反応し、何が問題なのかということを考える時間を作ってみてください。大学入学後、きっとみなさんの力になるでしょう。また、行政法は社会的に強くない立場の人々の権利や利益を重視し、尊重する学問でもありますので、優しさや思いやりの心も持ち続けて大学に入学して欲しいですね。

学生の声

「原田先生ってこんな先生」

- 知識量がものすごいので、「動く図書館」という言葉がピッタリだと思います。
- とっても几帳面。毎朝ブログを更新しているらしい。チャイム トウ チャイム
- レジュメがととても丁寧で授業もたいへんわかりやすい。

西洋法制史



直江 眞一 先生

法制史とは法の面から歴史を見ていく学問です。法制史は法の歴史という見方をしている人もいますが、法や制度の面から過去の歴史を見ていくものなのです。

法制史の面白さは、難しいことですが、新しい史料を見つけて来てそれに基づいて今まで人が言ってきたことと違うことが言える、或いは既存の史料に新しい解釈を加えることによって歴史像を変えることができるところだと思います。法学部の勉強の中心は、民法や刑法といったいわゆる実定法学で、しかも解釈学ですが、そういうものの面白さとはかなり違った面白さになると思います。

法制史は歴史を扱う学問なので史料が大事になりますが、その史料が法や制度に関するものが多いのです。史料そのものを一次文献、史料をもとに後代の研究者が書いたものを二次文献といいます。私はイギリスの中世を専門にしているので、史料は殆どラテ

ン語で書かれています。しかもラテン語の一次文献は印刷されたものもあれば印刷されていない手書きの史料もあるので。これはマイクロフィルムで撮ったものですが（写真は手書きの一次文献）、そういうものを読んで印刷本が間違っているとか、自分で新しいものを見つけて来て何か新しいことが言えるとなると大変楽しいですね。

というように、法制史研究では地道に史料を読み込むことになりませんが、やはり世界史を勉強していないといけません。法学の歴史はローマからある訳ですから、古代ローマで誕生、中世に復活してヨーロッパ全土に広まったという、時代背景を理解していた方が良いでしょう。日本史・世界史の勉強が高校生のおみなさんには必要だと思います。

大学での勉強というのは高校と違って、自分の頭で考えなければなりません。そのためにも、とにかく本をたくさん読むことです。授業だけでなく授業中に先生が参考文献として挙げるものもあるでしょうし、授業と直接関係なくても幅広く色んな本、それに新聞を読んでもらいたいですね。



学生の声

「直江先生ってこんな先生」

- いつものよやかな授業が楽しい!
- とってもオシャレでおちゃめ!
- 猫&犬好きで、生徒にも優しい!

大学で行われる授業は「講義」といい、先生の話す内容をノートにとっていくという形式が多いようです。でも、講義とその勉強方法は担当する先生によって様々。講義内容を詳細なレジュメ(プリント)にして配布して下さる方もいれば、話すのみという方もいます。勉強方法も科目によって様々。講義で扱った内容を中心に勉強すればよい科目から、講義プラスαが必要な難解なものまで……。それらは全て「教員の学問に対するスタンス」が反映されてのことなのです!!

大学の勉強は、学ぶ箇所も自分で見つけることが不可欠です。その指針として講義が位置づけられます。講義の内容を覚えるのではなく、それを参考に自分で学ぶのです。

ここでは、先生に担当科目の面白さ、勉強の方法のアドバイスなどをインタビューし、学生の視点からまとめてみました。現役の学生でも先生と話す機会はあまりありません。先生のお話を聞けるあなたはラッキーかも??

刑事訴訟法



豊崎 七絵 先生

刑事訴訟法の講義やゼミでは、刑事裁判や捜査といった刑事手続のあり方を学びます。刑事裁判や捜査と聞いて、どのようなイメージを思い浮かべるでしょうか。

刑事裁判の結果として、懲役刑などの刑罰が科されることがあります。刑罰は、裁判を省略したり、裁判を拙速に終わらせたりして、人に科すことはできません。なぜなら刑罰はこれを受ける人に重大な侵害を加えるものですから、軽々に科すべきではありませんし、また万が一にも誤って罪のない人に科されてはならないからです。したがって犯罪の嫌疑をかけられたり起訴されたりした人には、適正な手続を保障しなければなりません。

刑事訴訟法の奥深さを知るためには、法律の条文や教科書にとらめっこしているだけでは限界があります。法学・政治学を問わず、いや社会学や歴史学等々も含め、広く深く社会科学の観点から人間社会の営みを考えることが重要です。たとえば刑罰は、社会の秩序を維持する手段の一つではありますが、唯一の手段ではなく、また重大な侵害を加えるものです。そうであるとすると、刑罰

に依存して問題の解決をはかることは、人間社会に幸福をもたらすか。刑罰以外の手段には、どのようなものがあるか。そもそも人間の歴史において、社会の秩序とはどのようなものとして考えられてきたか。そのような問いを自らの頭で真剣に考え抜き、また友人と議論することは、必ずや法学部での勉強を豊かなものにすると思います。

例えば免田事件や、最近では鹿児島県の志布志事件、栃木の足利事件など、罪がないのに誤って逮捕・起訴されたり、ひいては誤って刑罰に処せられていたことが明らかになったケースが報道されていますね。これは刑事手続をめぐる現実の問題ですが、ぜひこのような問題にも眼を向けてほしいと思います。事件に巻き込まれた人は、捜査や裁判の過程で不当な取扱いを受けていなかったか。無罪が明らかにされても、再び一般の人々と同様の生活を送ることができるか。そのような疑問はすべて法律学の問題として考えることができるし、また積極的に引き受けるべき課題です。

九州大学法学部にはまじめに勉強に取り組む学生さんが沢山いて、教員としても大いにやりがいを感じています。少人数のゼミでは、私も参加者の一人となって、お互い遠慮なしにいろんな問題を議論しています。高校生のみなさんが、新たな議論仲間として九州大学に登場するのを心より楽しみにしています。

「豊崎先生ってこんな先生」

学生の声

- ゼミでは学生以上に積極的に発言する。
- さばさばしてる。
- お酒が大好き。

民法



七戸 克彦 先生

民法というと、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。結婚や離婚といったもののイメージが強いかもしれませんね。

ならば結婚と離婚の話をしましょうか。現在では44秒に1組が結婚し、2分6秒に1組が離婚しています。つまり、結婚した3分の1が離婚をしているという現実があります。主な離婚原因は性格の不一致といわれています。しかし、裁判による離婚に性格の不一致という離婚原因はありません。そこで、「破綻主義」といって、性格の不一致を裁判離婚においても離婚原因に認めようとする動きが活発になってきました。このように考えていくと、パートナーを変えることは悪いこととする考え方はもはや古く、自分に合わなくなった洋服を着替えるようにパートナーを変えるような時代になってきています。

一方、結婚についていえば、日本は法律婚主義をとっています。婚姻の意思があるだけでは婚姻は成立せず、婚姻届をしてはじめて婚姻が成立するという主義です。その結果、婚姻意思があっても婚姻届を出していなければ内縁関係になりますし、婚姻届を出しても婚姻意思がなければ婚姻は無効になります。この点に関して、民法742条1号は「人違いその他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき」婚姻は無効になると規定しています。

この規定、おかしくありませんか。皆さんがA子さん・A男さんと結婚するつもりが間違えてB子さん・B男さんと結婚してしまった。そんな場合って、あるのでしょうか。ここでは、皆さんの学んだ日本史の知識を総動員してみてください。戦後、GHQによって家制度は解体されましたが、終戦直後は、まだまだ見合結婚が普通でした。結婚式の当日まで相手の顔を知らない、などということもあったのです。そういう時代に重要なのは、相手の性格やルックスなどではなく、相手は家を継がなければならない長男なのか、それとも次男や三男なのか、あるいは家持ちの一人娘なのかといった点でした。それを間違えて結婚してしまったような場合が民法742条1号が定める「人違い」なのです。どうですか。日本史に関する知識は、けっこう役に立つでしょう?

このように考えていくと、民法は非常に身近で、一見よくわからないような条文でも、合理的な理由があることが分かるかと思います。大学での勉強は、ただ物事を丸暗記するのではなく、理由まで突き詰めて考えてみる必要があります。法律は難しいという印象をもっているかもしれませんが、実は、高校生の皆さんがすでに有している、世界史や日本史、古典などの知識をもとに考えていけば、意外と簡単なことが分かります。物事にはすべて理由があって、それらは何の難しいこともないのです。僕は今でも法律の条文の意味が分からなくなったときに、山川の「日本史用語集」を読んだりします。高校の勉強で、将来の自分にとって役に立たないことなど何一つありません。ただ単に大学に合格するためのだけの勉強だと思ってしまうからつらいのです。それが将来何の役に立つのか分からないから、つまらないし苦痛に感じるのですが、でも、だからといって、皆さんが高校の勉強を面白いと感じるためには、いったいどうすればよいんでしょうねえ。

「七戸先生ってこんな先生」

学生の声

- 多趣味、多才
- 授業中よく奥さんの話をします。愛妻家。
- テストの形式を変えて困惑している学生のリアクションを見て喜んでいました。

国際取引法



阿部 道明 先生

近年、グローバル化が進むにつれて、企業等にとって国際取引という、国内だけでなく国外に視野を向けた活動が盛んになっています。私が担当する国際取引法という科目では、企業等が国際取引をする際に考えておかなければならない法律について学びます。

国際取引法の大きな特徴は、憲法や民法とは違い、「国際取引法」という名称の法律があるわけではない、ということです。「国際取引法」という名称の法律がないなら、いったいどうやって勉強するの?と思うかもしれませんが、国際取引法を学ぶ際には、その取引の形態に着目することが重要となります。取引の形態としては、たとえば、売買があります。その売買が市場を独占するおそれがあるときは独占禁止法について考えておかなければなりません。また、取引の相手方に訴えられて訴訟になるおそれがあるので、訴訟法についても考えておかなければなりません。具体的な話を進めていくと難しい話になってくるのでここではやめておきますが、このように、国際取引法を学ぶ際には、取引の形態を具体的にイメージしながら、ビジネスの場で何が起きているか

を考えながら学ぶことが大事になってきますし、それが国際取引法の特徴だといえます。

国際取引法について学ぶことは、たとえばみなさんが民間企業に就職した際に大いに役立ちます。世界中を広く飛び回って、あるいは国外の取引先を相手にするような企業に就職する人はもちろんのこと、そのような企業に就職する人ではなくても、営業の場面で知っておいた方がいいことが多くあって、実際に活かしたり参考にできたりすることが学べます。

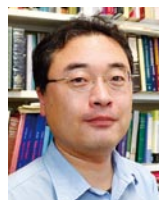
高校までは、どんな授業を受けるかということは学校から決められていて、時間割通りに過ごしてテストを受ければ卒業できるので、「受け身」の勉強だったと思います。でも、大学ではそういうわけにはいきません。大学では、自分の時間割は自分で決めて、卒業するための単位の計算も自分ですることが求められる、いわば「主体的」な勉強が求められます。こういう話を聞くと、大変そうだなとか不安だといった印象を受ける人がいるかもしれませんが、そうではありません。自分で時間割を決められるということは、自分の興味のある授業を受けられるということです。ここに、高校と大学の大きな違いがあります。九州大学法学部を目指されるみなさん、ぜひ大学に入って自分の希望する授業を受ける喜び、学ぶことの楽しさを感じてください。

学生の声

「阿部先生ってこんな先生」

- とにかく優しい先生です!
- 生徒一人一人の面倒をよくみて下さいます。
- 東京に行くとき様々な会社の方が挨拶に来られます。実は重鎮!?

政治史



木村 俊道 先生

みなさんは、法学部と言ったら何を思い浮かべるでしょうか。

憲法、民法、刑法のような法律科目を真っ先にイメージすることでしょう。法律をばりばり勉強したい!そんな方はもちろん法学部を目指して欲しいと思います。でも、高校生の皆さんの中には、「もう

少し広く人間や社会のことを学んでおきたい、あるいは漠然と「世界はこれでいいのだろうか」などと感じている方もいるのではないのでしょうか。そんな「思い悩んでいる」方にもおすすめしたいのが法学部です。法学部には法律系だけでなく、政治系の講義がたくさん開講されています。

政治にはダーティなイメージがあるかもしれませんが、たしかに権力闘争といった側面もありますが、私は「政治は可能性の技術である」という考え方が気に入っています。つまり、限られた選択肢の中から、どうやって可能性を見いだしていくかということです。人間は天使ではないので、いい面や悪い面があるけれども、可能性の技術によって困難な状況を乗り越え、時には敵をも味方にするような、そういったポジティブな側面が政治にはあるのではないのでしょうか。そういう意味で、政治という営為はとても面白く、可能性に満ちていると思います。

私が担当している「政治学史」は、ギリシャ・ローマの時代から現代

に至る、政治をめぐる知的な営みの歴史を学ぶという壮大な学問です。政治学は最古の学問の一つであるとともに、ギリシャにおいては他の分野を包括する総合的な学問でした。政治学の歴史を学ぶことは、ある意味で、文明社会の成り立ちやその知的基盤を理解することにつながります。「政治学史」の勉強は、したがって、政治学はもちろんですが、法学や経済学も含み、さらには歴史学や哲学といった人文科学の研究でもあるというように多岐に渡っています。そう、皆さんの多様な好奇心に応えることができる、それが「政治学史」なのです!

また、この「政治学史」という学問は、大学に限られたものではなく、長期的な展望やヴィジョンを打ち出すときに必要となる、まさにその糧となる基礎的な教養であると思っています。実際に、アリストテレスやマキアヴェッリなどの古典作品の講義を通して、本物のリーダーにふさわしい教養を身につけるというセミナーが、公務員や企業幹部の研修プログラムとして活用されているほどです。

今、皆さんは受験勉強に励んでいることと思いますが、その勉強の積み重ねが、学問的な思考の「型」や「わざ」を大学で身につけるための基礎となります。ただ、皆さんには、社会に対して、あるいはつらい勉強の日々や日常生活などにおいて感じた疑問や悩みを大切にしたいと思います。大学というのは目的ではなく道具なので、巧みに使いこなしてやる!というぐらいの意気込みで九州大学の門をくぐり、皆さんの可能性を存分に拓けてください。

学生の声

「木村先生ってこんな先生」

- とってもダンディーで、幅広い教養をお持ちです。
- 木村ゼミでは先生のお人柄に触れることができます。
- 才気煥発!九大法学部は木村先生なくして語れません!